

本学法科大学院元教授による司法試験問題の漏えいに関する
調査結果及び再発防止策等について

2016年2月12日
学校法人 明治大学

1 皆様へのおわび

司法試験の考査委員を務めていた本学法科大学院元教授（以下「元教授」という。）によるこの度の試験問題の漏えいにつきましては、司法試験制度の根幹を揺るがしかねない深刻な事態であると重く受け止めており、改めて関係者の皆様に心からおわびを申し上げます。

本学は、本件発覚直後に、本学法科大学院に「再発防止検討委員会」を設置し、元教授に対する懲戒処分（免職）の決定後、理事会の下に、学外有識者を交えた「司法試験問題漏えいに関する調査・検証委員会」（以下「調査・検証委員会」という。）を設置して原因究明及び有効な再発防止策の策定を進めてまいりました。

本件を真摯に受けとめ、この段階で、以下のとおり調査・検証委員会がこれまでに取りまとめた事実調査の結果及び本学が策定した具体的再発防止策を公表し、社会に対して責任の在り方を明確にするとともに、一刻も早い信頼回復に努めてまいります。

2 調査・検証委員会の事実調査の結果及び本学の策定した具体的再発防止策

(1) 事実調査の結果

調査・検証委員会の司法試験問題の漏えいに関する調査結果についての概要は以下のとおりです。

ア 平成27年司法試験の公法系の論文式及び憲法の短答式の問題を2014（平成26）年3月に本学法科大学院を修了した当該修了生に漏えいした案件

元教授の刑事裁判における起訴状記載の公訴事実の要旨は、「元教授は、平成27年2月上旬から5月上旬までの間、複数回にわたり、当該修了生に対し、自らの研究室において、自己が作成に関与した同年の司法試験短答式試験の問題を教示し、同年3月上旬から同月下旬までの間、複数回にわたり、同研究室において、自己が作成に関与した同年の司法試験論文式試験公法系科目第1問を教示した」というものです。元教授は、本学に提出した「お詫び」と題する書面において、解答の作成方法を指導したと述べておりますので、本件が解答方法をも指導した深刻な漏えいであったと判断しました。元教授は当該修了生一人に問題の漏えいをしたと述べているところ、ほかに漏えいを疑わせる証跡はありませんでした。

イ 平成27年司法試験及び予備試験における憲法の短答式問題を23人の受講生に漏えいしたと思われる案件

本件については、当時の受講生に対するヒアリングや受講生から提出された講義ノート等によって、次のような事実が明らかとなりました。元教授は、司法試験短答式試験及び予備試験短答式試験の実施日（2015（平成27）年5月17日）の二日前に当たる同月15日の3時限（午後1時～午後2時30分）の必修科目「憲法（人権）」（1年次配当）の授業において、受講生23人に対し、「憲法29条3項に関わる収用というのは、今年の司法試験の短答式に出していて、私のテキストにも書いてある」旨の発言をしました。平成27年司法試験短答式問題第9問及び予備試験短答式問題第5問の収用に関わるテーマについては、元教授の「憲法」（尚学社・2015年）215頁に記載があり、その箇所を読めば容易に解答できる設問となっていました。しかし、受講生の中で平成27年司法試験を受験した者はいないことを確認しております。また、受講生に対するヒアリングやアンケート等の結果に照らし、当該授業の受講生から平成27年司法試験及び予備試験短答式試験の受験者に元教授の発言が伝わったことはなかったと判断しました。

ウ 元教授が本学法科大学院に着任した2011（平成23）年度から本件発覚の前年度である2014（平成26）年度までの4年間における司法試験の問題の漏えいを行った事実（以下「過去における同種の案件」という。）の有無

本学法科大学院在学学生218人及び修了生569人に対して書面によるアンケートを実施し、調査を行いました。その結果、在学生からは154通の回答が、修了生からは212通の回答が届きました。修了生からの回答の中に、平成24年司法試験論文式試験公法系第1問において政教分離に関する問題が出題されているところ、その前年度である2011（平成23）年度前期の元教授担当の「憲法展開演習D」の定期試験問題が、政教分離に関する問題であったとの指摘が複数見受けられました。そこで、調査・検証委員会では、元教授の上記定期試験問題と司法試験論文式試験問題とを比較検討し、更にアンケートにその旨の回答をした修了生二人に対するヒアリングを行っています（ただし、本件についての元教授自身の弁明を徴することはできませんでした。）。その結果、両者に問題の類似性は認められるものの、もともと政教分離に関する問題は、著名な関連判例も多い憲法の重要問題の一つであり、大半の受験生が相当の勉強をしていたテーマであったこと、事実を当てはめる際の考慮事情も相違すること、上記司法試験論文式試験問題の作成は当然のことながら複数の担当者の評議によるもので元教授が単独で作成したものではないことを併せ考えれば、元教授が主査という立場にあったとはいえ、上記定期試験の出題が司法試験問題の事前漏えいに該当すると判断するのは困難であると考えられます。しかし、両者の類似性についての指摘を勘案すると、元教授は審査委員に課されている司法試験問題の示唆に当たると疑われる行為を回避すべき立場にあ

ったのに、これを怠ったものといえます。

(2) 本学の策定した具体的再発防止策

ア これまでに講じる必要のあった措置

調査・検証委員会の司法試験問題の漏えいに関する調査結果は上記のとおりですが、同委員会の原因分析によると、本件の直接的原因は、元教授のモラル及び責任感の欠如に表象される個人的資質に起因するとされており、本学としても、司法試験考査委員に選任された教員が仮初めにも国家公務員法に違反して刑事罰を受けるといった事態は想定し難いところでした（なお、元教授は、東京地方裁判所において、同法違反により懲役1年、執行猶予5年の判決を受け、同判決は確定しています。）。

しかしながら、本学としては、調査・検証委員会の考察した原因分析を踏まえ、以下の事項について適時適切に対応して必要な措置を講じていれば、本件事件は未然に防止できたはずであると考えています。

- ①苦情等通報窓口制度など、違法行為等の早期発見につながる実効的なシステムが導入されていなかったこと
- ②授業改善のためのアンケートに係る自由記述欄の開示範囲が限定されていたために、違法行為等の萌芽を早期に発見することができなかったこと
- ③司法試験考査委員の遵守事項の周知徹底に足らざるところがあったこと
- ④学生の個別指導の方法に関して、違法行為等の介在する余地のない環境保全に万全とはいえないところがあったこと
- ⑤教員の任用審査に当たり人物評価の側面に甘さが見られたこと

イ 策定した具体的再発防止策

本学では、上記の点を踏まえて、法科大学院における具体的再発防止策を次のとおり策定して着実にこれを実施し、学生が明朗闊達な雰囲気の下で充実した学修のできる環境を十分に整え、これまでどおり多数の法曹有資格者の輩出を目指してまいります。

①苦情等通報窓口及びこれを所管する調査委員会制度の導入

本学法科大学院では、苦情等通報窓口及びこれを所管する調査委員会制度を新たに導入します。学生から通報窓口寄せられた苦情等に対する調査及び分析・検討を行い、適切かつ迅速に是正措置及び再発防止策を講じることによって教育環境等の改善を図るために、「苦情等通報窓口及び調査委員会の設置・運営に関する内規」を定めました。本学としては、全学的な機関である学生相談室及びキャンパス・ハラスメント相談室への適切な誘導と法科大学院内部における通報窓口を通じた事案処理のベストミックスを視座に入れた適切かつ迅速な運用を実施し、社会的な信頼の維持と業務運営の公正性の確保に努めてまいります。

②授業改善のためのアンケートに係る自由記述欄の開示範囲の拡大

「授業改善のためのアンケート」の自由記述欄について、従来は当該教員にのみ開示されていましたが、開示範囲を当該教員以外にも拡大することにしました。学長及び法科大学院長は、全てのアンケート結果について閲覧することができ、法科大学院に所属する教員は、アンケート結果の自由記述欄についても、授業担当教員を特定できないような措置を講じたものを閲覧できるものとししました。今後は、違法行為等の萌芽を早期に発見し、再発を防止するためのシステムツールとして、アンケート結果を実効的に機能させます。

③司法試験考査委員の遵守事項の周知徹底

司法試験委員会から公表された「問題作成に関わる司法試験考査委員として遵守すべき事項に関する誓約」の内容を全教員の共通認識とするために、教授会においてこの文書を配布してその趣旨の徹底を図り、併せて学生との接し方について注意を喚起しました。一方、本学法科大学院生及び修了生に対しても、当該遵守事項に関わる理解と注意を促す趣旨の通知を発出しました。

④学生に対する個別指導方法に関わる環境保全の確保

本学法科大学院の教員による学生への個別指導については、密室的な環境を形成することのない「交流サロン」（オープン・スペース）で行うのがこれまでの一般的な運用でした。しかし、今回の事件の発生に鑑み、違法行為等の介在する余地のない環境の保全に万全を期する趣旨から、教員個人の研究室における個別指導は原則として禁止することにしました。教授会において、「法科大学院における個別指導に関する申合せ」としてこのような運用をルール化し、本学法科大学院生及び修了生に対しては、この申合せの内容を通知してその趣旨を徹底しました。

⑤教員任用時における面接審査の改善

法科大学院教員の任用に関わる内規を改正し、教員任用に当たって、人事関係常置委員会に設置されている審査委員会のほかに、面接審査委員会を設置しました。法科大学院長及び執行委員会のメンバーを含む複数名による面接体制を整備し、前任校における評価等も勘案することによって、教員任用時の人物評価の側面に関わる審査の在り方を改善します。これにより、任用後の教員同士の意思疎通が円滑に進み、これまで以上に明朗闊達なアカデミーの職場環境が醸成されることとなります。

3 本学において講じられたその他の措置

(1) 司法試験考査委員就任の自粛

司法試験委員会では、法務省に設置されたワーキングチームによる提言の基本方針に従い、法科大学院で現に指導をしている者を平成28年司法試験問題の作成に従事する考査委員としては推薦しないこととしています。したがって、本学法科大学院の教員についても当該考査委員に任命されることはありませんし、考査委員への就任を当分の間

は自粛します。

(2) 役職者の責任

法科大学院は、社会に有為な法曹を輩出する重要な責務があり、その社会的な責任は大きいと考えています。そこで、本学法科大学院長は、2015（平成27）年12月17日付けで自ら院長の職を辞し、その責任を明確にしました。また、理事長は、自主的に月額給与の5割を5か月間返納し、学長も、同じく自主的に月額給与の2割を5か月間返納することにより、当該役職者としての責任を明確にしました。

(3) 法科大学院公的支援見直し加算プログラム申請の取下げ

今回の事件の重大性に鑑み、大学としての社会的責任を明らかにするため、文部科学省が実施している「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」について、2015（平成27）年度審査における報告書を取り下げ、2014（平成26）年度審査で採択され2015（平成27）年度に交付予定であった補助金を辞退しました。

4 おわりに

本学は、「権利自由・独立自治」という建学の精神を教育理念に掲げ、「明治法律学校」として開校しました。本学法科大学院は、法科大学院制度導入の国家的使命を担いつつ、建学の精神にのっとり、「個」を大切にし、人権を尊重するとともに、21世紀のグローバル社会を担うにふさわしい法曹有資格者の養成を目指して設立され、これまでに前途有為の法曹有資格者を多数輩出してまいりました。この度の事態を重く受け止め、法科大学院設立の理念に立ち返り、再発防止策を確実に実施することにより、本学に対する社会の信頼の回復に努めてまいります。

以 上